

## 風水害等の『警報』発令時における生徒の安全確保について

- 1 午前6時の段階で 横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に『暴風警報』（これに大雨・洪水警報等を伴うものを含む）・『大雪警報』・『暴風雪警報』が発令継続中の場合は、生徒の安全確保のために、「臨時の休業」といたします。  
尚、気象警報等の種類を問わず、『特別警報』が発令された場合も同様な措置とします。  
  
◎ご家庭において、テレビ・ラジオ等により情報を正確に把握するように努めてください。  
  
◎「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」については、地域により地形等の状況が異なりますので、危険の有無を確認の上、安全ならば登校させてください。  
  
2 登校後に上記の警報が発令された場合には、学校長が状況を判断し、適切に対処しますので、ご承知おきください。  
  
3 「警報」が発令されなくても、通学路の状況が「危険」と判断した場合には、無理に登校させないでください。その旨を学校に連絡してください。

※この文書は、いつもご家庭のわかる場所に保管しておいてください。

問い合わせ先 副校長 松本 直人  
電 話 045-373-0529  
(非常携帯) 090-9202-9217